

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月16日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

新棟給水管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市旭区白根 3-33-1  
横浜市立不動丸小学校

3 契約日

令和6年11月26日

4 履行日又は履行期間

令和6年11月26日から令和6年12月6日

5 契約金額

309,100円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三ツ矢設備工業株式会社  
横浜市西区久保町 4-12

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年11月24日、不動丸小学校の給食室とプールの間周辺において大量の水が溢れていることを発見。漏水箇所手前の給水栓を閉めた事で漏水は止めることができたが、新館の水道・トイレ、体育館入口前の水道が使えない状態であり、「即時的に対応を行わないと学校運営・児童生徒の安全確保に重大な支障を生じる場合」に該当すると判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の有資格者名簿掲載で、速やかに対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立不動丸小学校